

第13期 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

日 時

2025年6月25日（水曜日）午後3時
（受付開始：午後2時）

場 所

東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号
日本橋ライフサイエンスビルディング10階

前回と開始時刻・開催会場が異なっているため、お間違えのないようご注意ください。
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2025年6月24日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会終了後、同会場にて18時より懇親会および社長対談等のオープンキャンパスを開催予定です。お時間の許す株主様は、ぜひ引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 坪田ラボ

証券コード：4890

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からも招集通知をご覧ください。

証券コード 4890
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

東京都新宿区信濃町35番地
慶應義塾大学信濃町キャンパス
2号館9階CRIK信濃町E7
株式会社坪田ラボ
代表取締役 坪 田 一 男
社 長

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第13期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tsubota-lab.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名（坪田ラボ）または証券コード（4890）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/4890/>



なお、当日ご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）または書面のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年**6月24日（火曜日）午後5時までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）15時（受付開始：14時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号
日本橋ライフサイエンスビルディング10階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、計算書類の内容の報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

- ・議決権を代理人により行使される場合は、議決権を有する株主ご本人からの委任に限り有効とさせていただきます。なお、代理人は1名に限らせていただきます。
- ・議決権行使書面において、各議案に対する賛否のご意思が明示されていない場合は、当該議案に賛成されたものとして取り扱わせていただきます。
- ・インターネットおよび書面の両方により議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。なお、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場へのご入場開始時刻は午後2時を予定しております。それ以前のご入場はできかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社が掲載している各ウェブサイトにて修正内容をお知らせいたします。
- ◎株主総会にご出席いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。誠に恐縮ではございますが、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類等をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使方法には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月25日(水)午後3時

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行 使 期 限

2025年6月24日(火)午後5時到着

インターネット



次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

行 使 期 限

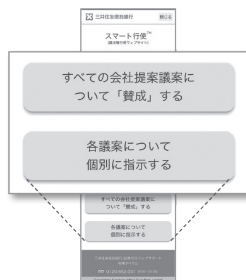
2025年6月24日(火)午後5時まで



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

[illegible]

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

● ようこそ、遠隔稼働ワークスペースへ！ ●

● 本ワークスペース内では、パソコンの作業画面を遠隔操作によりこの画面を閲覧することが出来ます。このように遠隔操作を行う場合は、本ワークスペースのURLを共有する必要があります。

● 本ワークスペースは、Webブラウザからアクセス出来ます。

次へ

● 本ワークスペースの概要

● 本ワークスペースは、本ワークスペースのURLを共有することで本ワークスペースにアクセスすることが出来ます。

● 本ワークスペースは、本ワークスペースのURLを共有することで、本ワークスペースにアクセスすることが出来ます。

● 本ワークスペースは、本ワークスペースのURLを共有することで、本ワークスペースにアクセスすることが出来ます。

Copyright © Systems House Trust Bank, Limited

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

*** ログイン ***

- 既に発行済みのカードをお持ちの方は、ログインカードの番号を入力してください。
- 発行済みのカードがまだ届いていない場合は、下の「パスワード」欄に「パスワード」を入力してください。
- 発行済みのカードがまだ届いていない場合は、下の「パスワード」欄に「パスワード」を入力してください。

発行済みのカード番号:

パスワード:

- 「ログイン」をクリック

*** ご自分でお誕生日のカードへの変更 ***

- お誕生日カードは一度だけしか使うことができません。
- お誕生日カードは、お誕生日の前日までに使用しないと使用できなくなります。
- お誕生日カードは、お誕生日の前日までに使用しないと使用できなくなります。

誕生日おめでとうのカード

お誕生日おめでとうのカード

お誕生日おめでとう

Copyright © 2000 Nintendo

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 取締役 4 名選任の件

取締役全員（4 名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 4 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		現在の当社における 地位・担当等	取締役会 出席状況
1	つば たら かず お 坪 田 一 男	再任	代表取締役社長	100% (17回／17回)
2	く ぼ た え り 久保田 恵 里	再任	取締役 事業開発本部長	100% (17回／17回)
3	もり しま けん じ 森 島 健 司	新任	研究開発本部長	—% (一回／一回)
4	こ いずみ しん いち 小 泉 信 一	再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回／17回)

候補者番号

1

つば た
坪田

かず お
一男

(1955年5月15日生)

再任

■略歴、地位および担当の状況

1980年9月 慶應義塾大学 医学部眼科学教室 入局
1983年7月 国立栃木病院 (現 国立病院機構栃木病院)
眼科医長
1998年4月 東京歯科大学 眼科教授

2004年4月 慶應義塾大学 医学部眼科学教室 教授
2012年5月 株式会社ドライアイKT (現 当社) 設立
2019年2月 当社 代表取締役社長 (現任)

■当事業年度の取締役会への出席状況 100% (17回／17回)

■所有する当社株式の数 12,049,700株

■候補者とした理由

坪田一男氏は、30年以上にわたり、近視、ドライアイ、老視の3領域において継続的な研究を行い、これらの分野で世界的にも高く評価される知見を有しております。2019年以降は当社代表取締役として経営を牽引する一方で、医師・研究者としての立場から研究開発プロジェクトに積極的に関与し、アカデミアとの連携強化や事業開発活動の推進にも寄与してまいりました。当社が今後も持続的な成長を遂げ、企業価値を一層高めていくためには、同氏の卓越した専門性とリーダーシップは不可欠な資産であると判断し、引き続き取締役候補者として選任するものです。

候補者番号

2

く ぼ た
久保田

え り
恵里

(1971年2月7日生)

再任

■略歴、地位および担当の状況

1993年 3 月 株式会社全国朝日放送情報局 入局

1997年 4 月 株式会社ドキュメンタリージャパン 所属

2002年 1 月 日本抗加齢医学会事務局 出向

2005年 8 月 株式会社メディプロデュース設立
代表取締役社長

2011年11月 株式会社メディプロダクト設立 代表取締役

2023年5 月 株式会社メディプロデュース

非常勤取締役会長（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社メディプロデュース 非常勤取締役会長

■当事業年度の取締役会への出席状況 100%（17回／17回）

■所有する当社株式の数 70,000株

■候補者とした理由

久保田恵里氏は、報道機関におけるキャリアを経て、株式会社メディプロデュースおよび株式会社メディプロダクトをそれぞれ設立し、いずれも代表取締役として経営を牽引し、長年にわたり医薬品・医療機器分野に携わってこられました。これらの分野に関する豊富な知見に加え、当社事業領域における幅広いネットワークも有しており、2023年より当社取締役として事業開発に携わっています。今後の当社の事業拡大や新たなパートナーシップの構築において、同氏の経験と人的資源は大きな力になると判断し、引き続き取締役候補者として選任するものです。

候補者番号

3

もり しま
森島

けん じ
健司

(1960年11月3日生)

新任

■略歴、地位および担当の状況

1984年4月	参天製薬株式会社	入社	2014年4月	同社 執行役員	グローバル製剤技術統括部長
2002年12月	同社 研究開発本部	製剤開発センター長	2018年10月	同社 執行役員	グローバル製品研究統括部長
2005年7月	同社 執行役員	生産物流本部長	2020年4月	同社 執行役員	中国製品開発統括部長
2010年10月	同社 執行役員	人材組織開発・CRS本部長	2025年1月	株式会社坪田ラボ	入社 研究開発本部長

■当事業年度の取締役会への出席状況

—%（一回／一回）

■所有する当社株式の数

一株

■候補者とした理由

森島健司氏は、参天製薬株式会社において研究開発、生産物流、組織開発、グローバル製品開発など多岐にわたる要職を歴任し、長年にわたり医薬品の研究開発および事業運営に携わってこられました。特に眼科領域における複数の製品の上市に深く関与された実績を有しております。2025年1月に当社へ参画後は、研究開発本部長として、医薬品・医療機器の研究および臨床開発を力強くリードし、当社の企業価値向上に大きく貢献してまいりました。今後はその豊富な経験と専門的知見を、経営全般においてもさらに発揮いただけるものと期待し、取締役候補者として選任するものです。

候補者番号

4

こ いずみ
小泉

しん いち
信一

(1956年4月5日生)

再任

社外

独立

■略歴、地位および担当の状況

2011年5月 千葉大学 大学院医学研究院
客員教授（現任）

2016年5月 Medicinal Creation Advisor合同会社設立
代表社員（現任）

2017年12月 株式会社AskAt 取締役（現任）

2025年4月 MabGenesis株式会社設立
取締役（現任）

2020年6月 当社 社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

Medicinal Creation Advisor合同会社 代表社員

株式会社AskAt 取締役

MabGenesis株式会社 取締役

■当事業年度の取締役会への出席状況 100%（17回／17回）

■所有する当社株式の数 一株

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小泉信一氏は、ノバルティスやファイザーなどで創薬研究に従事した後、ラクオリア創薬やAskAtの創業・経営に携わるなど、研究開発と企業経営の両面で豊富な経験と知見を有しています。当社の社外取締役としても、医薬品・医療機器分野への深い理解に基づき、研究戦略や事業推進、経営に対して的確な助言を行っており、ガバナンスの観点からも重要な役割を果たしています。これらの実績を踏まえ、社外取締役としての職責を引き続き果たしていただける人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坪田一男氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当する者です。
3. 小泉信一氏は社外取締役候補者です。
4. 当社は、取締役候補者小泉信一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、小泉信一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合には、同契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	1	ます だ	たけし			
		増田	猛	(1951年8月20日生)	新任	社外 独立

■略歴、地位の状況

1975年 4 月	株式会社東海銀行（現三菱UFJ銀行）	入行	2015年 3 月	シンバイオ製薬株式会社	常勤監査役
1994年 2 月	同行	資本市場営業部次長	2019年 1 月	株式会社フーディソン	常勤監査役
2008年 6 月	株式会社スタートトゥデイ	常勤監査役	2022年10月	ポジウィル株式会社	非常勤監査役
2012年 8 月	株式会社銚子丸	常勤監査役			

■当事業年度の取締役会への出席状況 ー％（一回／一回）

■当事業年度の監査役会への出席状況 ー％（一回／一回）

■所有する当社株式の数 一株

■社外監査役候補者とした理由

増田猛氏は、大手金融機関において財務・金融・資本市場に関する高度な専門知識を培うとともに、上場企業およびスタートアップなど複数の会社で17年間にわたり常勤監査役を歴任し、監査役会の立ち上げや内部統制、IPO支援など、多様なフェーズで実践的な監査を行ってこられました。また、企業の成長段階に応じた柔軟かつ実効性のある監査により、経営陣への建設的な助言を通じて、企業価値の向上に寄与した実績も有しております。当社においても、その監査体制の構築に大きく貢献いただけるものと期待し、社外監査役候補者として選任するものです。

候補者番号

2 つつみ 堤

やす ゆき 康之

(1968年4月10日生)

再任

社外

独立

■略歴、地位の状況

1992年4月	株式会社ゼロックス 入社	2010年2月	株式会社コージツ 社外取締役就任
1999年10月	ASG監査法人（現太陽有限責任監査法人）入所	2010年7月	公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター 監事就任（現任）
2004年1月	株式会社プロジェクト 入社	2013年2月	一般社団法人日本台湾文化経済交流機構 監査役就任（現任）
2006年5月	堤公認会計士事務所 開設 代表（現任）	2014年6月	株式会社ノビテク 監査役就任（現任）
2008年11月	株式会社プラスバリューコンサルティング 代表取締役（現任）	2019年2月	当社 社外監査役就任（現任）
2009年7月	Pentland Japan株式会社 取締役就任		

■当事業年度の取締役会への出席状況 100%（17回／17回）

■当事業年度の監査役会への出席状況 100%（13回／13回）

■所有する当社株式の数 一株

■社外監査役候補者とした理由

堤康之氏は、監査法人における監査実務、公認会計士事務所の運営、および経営コンサルティング会社の代表として、長年にわたり企業の会計・財務領域に携わってこられました。2019年より当社の社外監査役として、会計・財務に関する高い専門性に基づく的確な助言を通じて、健全な経営体制の維持に貢献されています。今後も、経理・財務面からの独立した視点による助言と監査を通じて、当社のガバナンス強化に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者番号

3

むら た
村田

しん いち
真一

(1968年3月7日生)

再任

社外

独立

■略歴、地位の状況

1995年4月	弁護士登録 兼子・岩松法律事務所 入所（現任）	2015年6月	シュッピン株式会社 社外取締役（現任）
2012年6月	株式会社プラザクリエイト 社外監査役	2018年6月	株式会社プラザクリエイト本社（現プラザホールディングス） 社外取締役（監査等委員）（現任）
2014年2月	株式会社クロスフォー 社外監査役	2020年6月	当社 社外監査役就任（現任）
2015年3月	株式会社JMC 社外監査役（現任）	2023年10月	株式会社クロスフォー 社外取締役（監査等委員）（現任）

■当事業年度の取締役会への出席状況 100%（17回／17回）

■当事業年度の監査役会への出席状況 100%（13回／13回）

■所有する当社株式の数 一株

■社外監査役候補者とした理由

村田真一氏は、国内外の法律事務所における弁護士としての実務経験に加え、知的財産や医療の分野における法律顧問・委員等を歴任され、知財・医療・国際法務を含む幅広い法的知見を有しています。当社においても、社外監査役として、法務リスクへの対応はもとより、経営判断に対しても冷静かつ建設的な指摘と助言を行っており、企業価値向上に寄与されています。今後もその豊富な専門知識と落ち着いた対応力により、経営の健全性確保と内部統制の強化に資するものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- （注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 増田猛氏、堤康之氏および村田真一氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者増田猛氏、堤康之氏および村田真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、増田猛氏、堤康之氏および村田真一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における日本経済は、賃金の上昇、インバウンド需要の回復、企業による積極的な設備投資を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学的リスクに伴うエネルギー・原材料価格の上昇、欧米との金利差に起因する為替変動、国際情勢の不透明感、さらには米国の政権交代に伴う通商政策問題の再燃など、不確実性の高い経済環境が継続しております。こうした状況下、当社は慶應義塾大学医学部発の研究開発型ベンチャー企業として、「ビジョナリーイノベーションで未来をごきげんにする」というミッションを掲げ、近視、ドライアイ、老視、脳疾患などアンメット・メディカル・ニーズ（UMN）の高い疾患領域において革新的なソリューションの創出を目指し、事業の拡大と収益力の強化に取り組んでまいりました。

研究開発活動では、新たな知的財産の創出とパイプライン拡充を目的とした基礎研究に注力するとともに、共同研究先との連携を通じた開発体制の強化を進めました。

近視領域では、バイオレットライト技術を用いた医療機器「TLG-001」が検証的臨床試験においてすべての被験者の治療期間を終了し、観察期間に移行しました。また、点眼薬「TLM-003」は、ロート製薬株式会社との長期開発契約のもとで第Ⅰ相臨床試験を完了し、安全性が確認されています。さらに、海外においても臨床試験の準備を進めております。新たな薬理機序に基づく近視進行抑制薬「TLM-007」については、現在、特定臨床研究を実施中です。

ドライアイ領域においては、マイボーム腺機能不全を対象とした「TLM-001」について、マルホ株式会社国内で臨床試験を進行中です。

脳疾患領域では、バイオレットライト技術を応用した医療機器「TLG-005」に関し、パーキンソン病、うつ病、軽度認知障害（MCI）を対象とする特定臨床研究を終了しました。いずれの研究においても安全性が確認され、うつ病においては有効性が示唆され、パーキンソン病においては一部の症状に改善傾向が認められました。

その他の分野では、バイオレットライト技術を用いた女性の月経不順治療機器「TLG-021」の臨床研究を実施しており、サーカディアンリズム調整を通じた新たな治療法の確立を目指しています。また、網膜色素変性症向け医療機器「TLG-020」については、特定臨床試験の準備を進めております。加えて、高齢犬における認知機能改善を目的とした研究も公的支援のもとで進行中であり、動物医療分野への展開可能性も探っています。

事業開発面では、国内外のパートナー企業との間で4件の導出契約を締結しました。海外では、中国の大手眼科医薬品メーカーであるShenyang Xingqi Pharmaceutical Co., Ltd.と特定特許に関する独占実施許諾契約を締結し、中国市場への本格展開に向けた基盤を確立しました。「TLG-001」に関して、Beijing Yijie Pharmaceutical Technology Co., Ltd.と2025年3月に正式なライセンス契約を締結しました。さらに、別の海外製薬企業とも非臨床・臨床データに関するライセンス契約を締結しています。国内では、ロート製薬株式会社と開発中の点眼薬に関する独占評価契約を締結しました。また、国際学会や国際展示会等への積極的な参加を通じ、当社の研究開発の成果や知的財産の認知度向上とビジネス化を推進しました。

これらの活動の結果、当事業年度の経営成績は売上高、経常利益、当期純利益のいずれも4年ぶりに過去最高を更新するなど、着実な成長を遂げました。

なお、当社は研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は行っておりません。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高は1,357,133千円（前期比683,601千円増）、営業利益は235,467千円（前事業年度は649,554千円の営業損失）、経常利益は281,499千円（前事業年度は636,371千円の経常損失）、当期純利益は205,766千円（前事業年度は641,317千円の当期純損失益）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	2024年3月期 (前事業年度)	2025年3月期 (当事業年度)	増減
研究開発事業	673,532 千円	1,357,133 千円	683,601 千円

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、16,278千円であり、主に研究に使用する工具、器具及び備品によるものです。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により7,137千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は「ビジョナリーイノベーションで未来をごきげんにする」をミッションに掲げ、近視、ドライアイ、老視、脳疾患といったUMNの高い分野において、画期的な治療法の開発を目指しております。慶應義塾大学医学部発の研究開発型ベンチャーとして、世界的に拡大する近視人口、ドライアイによるQOL（生活の質）の低下、老視の予防・治療ニーズの高まり、ならびに中枢神経系疾患に対する医療的対応の必要性といった社会課題に真正面から取り組み、企業価値の向上を図っております。

このような中、当社が持続的な成長を遂げ、さらなる企業価値の向上を実現するためには、研究開発活動の質の向上と、それを支える経営基盤の強化が不可欠であると認識しております。

当社が優先的に取り組むべき課題として認識している事項は、以下のとおりです。

① 基礎研究、知財発掘および管理の強化

当社は、近視、ドライアイ、老視および脳疾患の分野で、先進的な医薬品および医療機器の研究開発に取り組んでおります。将来的には、共同開発によりパートナー企業が上市する製品からロイヤリティ収入を得るビジネスモデルの確立を目指しております。現在は研究段階にあり、成果に関心を示す企業との共同開発に向けて、基礎研究の強化を進めております。また、研究成果に基づく知的財産の適切な管理と導出力の向上も、重要な課題として取り組んでまいります。

② 国内外における研究開発・事業開発の強化

当社のビジネスモデルは、独自の技術・知財を基盤に、国内外のパートナー企業と共同研究開発やライセンス契約を締結し、契約一時金、マイルストーン、上市後のロイヤリティによって収益を得るものです。得られた収益は新たな研究開発に再投資し、継続的にパイプラインと企業価値を拡充する循環型モデルを構築しています。

当社のような小規模のバイオベンチャーにおいては、研究開発の質と臨床研究および臨床試験の効率的かつ迅速な実施を図る上でも、強固かつ効率的な共同研究開発体制の構築が極めて重要な課題です。今後とも国内外の有力な研究機関および企業との連携をさらに拡大・深化させるべく、適切なコミュニケーションを重ねながら、研究開発および事業開発機能の強化を進めてまいります。

③ レギュラトリーサイエンス(*1)の強化

研究開発を独立行政法人医薬品医療機器総合機構からの承認取得、さらには事業化へとつなげていくためには、レギュラトリーサイエンスへの対応力の強化は不可欠です。こうした認識のもと、当社では組織の細分化や人材確保により、研究開発本部を中心に強化を図っております。

*1 レギュラトリーサイエンスとは、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性および安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価および判断することに関する科学です。

④ 企業体質の強化

当社は、社会課題の解決と企業の持続的成長の同時実現を目指すCSV経営(*2)の考え方にに基づき、社会課題の解決を企業成長の原動力とすることを基本方針としています。その実行基盤として、米国の先進的スタートアップにおいても成果を上げているOKR(*3)を導入し、ビジョン・ミッションに直結した目標設定と進捗管理体制を構築しております。OKRの導入により、個人と組織の目標をビジョン・ミッションと明確に結びつけ、戦略と現場の一体化、意思決定の迅速化、成果の可視化を図ることが可能となります。当社はこの仕組みを通じて、企業体質を強化してまいります。

*2 CSV (Creating Shared Value) とは、社会課題を自社の強みを生かして解決することで、企業の競争力強化と持続的な成長に結びつける経営戦略です。

*3 OKR (Objective and Key Results) とは、企業が達成すべき目標を具体的な成果指標とともに設定し、組織全体で一貫した目標達成を目指すマネジメント手法です。

⑤ 経営体制の強化

a 人材の確保と育成

大学発ベンチャーにおいては、卓越したサイエンスの成果を有しながらも、ビジネスの視点での評価や市場での信頼獲得が課題となるケースが多く見受けられます。当社においても、技術力や研究開発力に加え、経営および事業推進の視点を備えた多様な人材の確保が、今後の成長を加速させる上で重要な経営課題であると認識しております。

こうした認識のもと、当社は上場企業としての信用力と社会的認知度を活かし、国内外から多様なバックグラウンドを持つ優れたビジネス人材の確保・登用を進めてまいります。これにより、当社が有する知的財産権の価値最大化を牽引するとともに、事業環境の変化を踏まえて柔軟かつ機動的に対応し得る戦略的な経営体制の構築を通じて、持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

b コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、経営の健全性・透明性の確保と、あらゆるステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であると認識しております。特に当社は、上場企業、医療機関、公的研究機関などとの共同研究開発・事業提携を通じて研究開発を推進しており、こうした取引関係を維持・拡大していくためにも、社会的信用の継続的な向上が重要な経営課題となっております。

このような認識のもと、当社は小規模な組織ながらも、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の整備を進めております。具体的には、管理部門の人員体制および内部統制機能の強化に加え、内部監査人と監査役との連携を通じて、業務執行の適法性および妥当性の監視機能をたかめております。また、財務報告に関わるリスクの提言と、経営における意思決定の質の向上を図ることで、健全かつ透明性の高い経営体制の構築を推進しております。

今後も、ガバナンス体制の継続的な見直しと改善に努め、法令遵守・情報開示・リスク管理の強化を通じて、社会的責任を果たす企業としての基盤を一層強固なものとしてまいります。

c 資金調達・財務基盤の強化

当社は、上市までに長期の研究開発期間を要するバイオベンチャーであり、その過程において、臨床研究や臨床試験に多額の資金を必要とします。こうした資金需要に対応するため、当社は外部からの資金調達手段の多様化を図りつつ、財務基盤の強化に取り組んでおります。具体的には、必要に応じた株式市場からのエクイティファイナンスに加え、金融機関からの融資、各種助成金・補助金の活用を通じて、中長期的な成長を支える資金を安定的に確保してまいります。また、運転資金確保の観点から、金融機関との間で、当座貸越契約（極度額10億円）を締結し、資金繰りの柔軟性向上を図っております。

⑥ 慶應義塾大学および他大学との研究協力体制の構築

当社は、慶應義塾大学に加え、他大学との共同研究も開始しております。将来的に安定した研究開発を継続するためには、特定の機関に依存せず、多様な技術や知見を持つ大学・研究機関との連携が重要と考えております。この方針のもと、共同研究契約や寄付講座など、多様な機関との連携を積極的に推進してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2021年度 第10期	2022年度 第11期	2023年度 第12期	2024年度 (当期) 第13期
売 上 高	640,921	954,693	673,532	1,357,133
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	136,169	167,031	△649,554	235,467
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	202,340	144,221	△636,371	281,499
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	153,319	90,181	△641,317	205,766
1株当たり当期純利益 又 1株当たり当期純損失 (△)	6.77円	3.66円	△25.15円	8.04円
総 資 産	1,617,795	2,672,961	2,295,159	2,503,123
純 資 産	744,353	1,950,373	1,367,231	1,587,272
1株当たり純資産	32.89円	77.07円	53.45円	61.91円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 当社は、2021年7月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
研究開発事業	近視、ドライアイ、老視、脳疾患等の疾患領域における医薬品、医療機器、ヘルスケアソリューション等の研究開発、製薬会社等へのコンサルティング 他

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都新宿区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
17名	11名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	48,830 千円
株式会社りそな銀行	40,000
株式会社商工組合中央金庫	1,550

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 25,639,300株

(3) 株主数 7,027名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率
坪田 一男	12,049	47.00%
株式会社坪田	3,200	12.48%
大高 功	1,840	7.18%
ロート製薬株式会社	640	2.50%
竹村 敬司	406	1.59%
大和証券株式会社	258	1.01%
合同会社マーズ	250	0.98%
株式会社ジンズホールディングス	220	0.86%
原 裕	219	0.86%
楽天証券株式会社	199	0.78%

(注) 当社は自己株式を保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2019年10月21日	2020年12月17日
新株予約権の数		250個	4,300個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 25000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 430,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり一円	新株予約権 1 個当たり一円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり180円 (1 株当たり180円)	新株予約権 1 個当たり250円 (1 株当たり180円)
権利行使期間		2022年10月22日から 2029年10月21日まで	2022年12月18日から 2030年12月17日まで
行使の条件		(注) 新株予約権の行使の条件	(注) 新株予約権の行使の条件
取締役及び監査役の保有状況	取締役	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 25,000株 保有数 1人	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 400,000株 保有数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有数 1人
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —

		第6回新株予約権
発行決議日		2020年12月17日
新株予約権の数		250個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 25,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり一円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり250円 (1 株当たり250円)
権利行使期間		2022 年 12 月 18 日から 2030 年 12 月 17 日まで
行使の条件		(注) 新株予約権の行使の条件
取締役及び監査役の保有状況	取締役	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 25,000株 保有数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
2. 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役務等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合により退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
4. 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
5. その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 2021年7月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況・発行した新株予約権の数
該当事項はありません。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
坪 田 一 男	代 表 取 締 役 社 長	
久保田 恵 里	取 締 役 事 業 開 発 本 部 長	株式会社メディプロデュース 非常勤取締役会長
小 泉 信 一	社 外 取 締 役	千葉大学 大学院医学研究院 客員教授 Medicinal Creation Advisor合同会社 代表社員 Beyond Next Ventures アドバイザー 株式会社AskAt 取締役 MabGenesis株式会社 共同創業者 アドバイザー
河 野 直 輝	社 外 監 査 役 (常 勤)	
堤 康 之	社 外 監 査 役 (非 常 勤)	堤公認会計士事務所 代表 株式会社プラスバリューコンサルティング 代表取締役
村 田 真 一	社 外 監 査 役 (非 常 勤)	兼子・岩松法律事務所 パートナー弁護士 株式会社クロスフォー 社外取締役 (監査等委員) 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役小泉信一氏は社外取締役であります。
2. 監査役河野直輝氏、堤康之氏および村田真一氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小泉信一氏、監査役河野直輝氏、堤康之氏および村田真一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役堤康之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役村田真一氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役山田進太郎氏は、2024年12月31日をもって取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役小泉信一氏、監査役河野直輝氏、堤康之氏、および村田真一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を報酬委員会（委員長小泉信一氏）による答申に基づき当社取締役会決議にて定めており、その概要は以下のとおりです。また、当事業年度の実績の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も方針に基づき決定されているものと判断しております。

当社の取締役の報酬は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、経済情勢等の経営環境や他社水準、各取締役の役割に応じた貢献度合い等を考慮しながら総合的に勘案し決定いたします。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長坪田一男に委任しております。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、任意の報酬委員会が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従って具体的な報酬額を算出するよう検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第8期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の実績の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第8期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の実績の監査役の員数は3名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91,567 (4,800)	90,380 (4,800)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	— (—)	— (—)	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	兼務先	当該他の法人等の関係
社外取締役	小 泉 信 一	千葉大学 大学院医学研究院 客員教授 Medicinal Creation Advisor合同会社 代表社員 Beyond Next Ventures アドバイザー 株式会社AskAt 取締役 MabGenesis株式会社 共同創業者 アドバイザー	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。
社外監査役	河 野 直 輝		
社外監査役	堤 康 之	堤公認会計士事務所 代表 株式会社プラスバリューコンサルティング 代表取締役	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。
社外監査役	村 田 真 一	兼子・岩松法律事務所 パートナー弁護士 株式会社クロスフォー 社外取締役（監査等委員） 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役（監査等委員）	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小 泉 信 一	当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、医薬品研究開発者および経営者としての専門的な知識、見識から、議題の審議にあたり、取締役会における意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
社外監査役	河 野 直 輝	当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回出席し、議案審議等に際し、長年にわたる大手小売企業の取締役としての知識、経験から、適宜発言を行っています。
社外監査役	堤 康 之	当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回出席し、議案審議等に際し、公認会計士としての専門的な知識、見識から、適宜発言を行っています。
社外監査役	村 田 真 一	当期開催の取締役会17回のうち17回出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回出席し、議案審議等に際し、弁護士としての専門的な知識、見識から、適宜発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（千円）	33,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（千円）	33,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、監査役会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

当社は“ビジョナリーイノベーションで未来をごきげんにする”をミッションに掲げ、「近視、ドライアイ、老視、脳疾患の治療に画期的なイノベーションを起こす」という目標を実現するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びにその他業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」を始めとする関連社内規程を整備し全社に周知・徹底し意識の維持・向上を図る。
- ②取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ③監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ④当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、「反社会的勢力排除規程」に基づき、警察と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「内部情報管理規程」、「文書管理規程」ほか社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、「リスク管理規程」を定め、当社の取締役及び使用人に周知し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ②経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ③危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則月 1 回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。
- ④取締役会は、「予算管理規程」を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

(5) 当社の業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての取締役及び使用人に対し周知徹底し管理にあたる。
- ②当社は、「内部通報規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ③当社の内部監査担当部署は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役からその職務を補助すべき使用人の配置要請があった場合には、当該使用人を速やかに確保し任命する。
- ②監査役は、その職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- ③監査役は、その職務を補助すべき使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、内部通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- ④監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

②監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、重要な情報、報告を把握するとともに、意見を述べるができる。

③監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

①当社の取締役及び使用人に対し、法令違反、不当行為等の早期発見及びこれらを未然に防止するためリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。原則、半期に1回継続的に開催し、当事業年度は2回開催いたしました。

②問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置して適切な措置を備えております。

(2) リスク管理体制

①当社のリスク管理体制の基盤となるリスク管理規程に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限に食い止めるためリスクの把握、評価、対応を継続的に行っております。

②内部監査規程に基づき、管理本部は、組織の内部監査を実施し、リスク状況の把握、監視を行い、社長に報告を行っております。当事業年度は2回実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行監視体制

①取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項、経営方針及び予算策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析、評価を行って、法令や定款等との適合及び業務の適正を確保するための活動を行っております。当事業年度は、定時取締役会12回、臨時取締役会9回、合計21回開催いたしました。

②社外取締役を選任し、取締役会による取締役の職務の執行の監督機能を強化しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,445,308	流 動 負 債	846,636
現 金 及 び 預 金	1,538,853	買 掛 金	135,663
売 掛 金	545,979	1年内返済予定の長期借入金	21,166
仕 掛 品	285,500	未 払 金	72,493
前 払 費 用	6,653	未 払 法 人 税 等	86,122
未 収 消 費 税 等	62,187	契 約 負 債	315,498
そ の 他	6,134	契 約 損 失 引 当 金	206,392
		そ の 他	9,299
固 定 資 産	57,814	固 定 負 債	69,214
有 形 固 定 資 産	43,977	長 期 借 入 金	69,214
建 物 及 び 構 築 物	3,410		
減 価 償 却 累 計 額	△152	負債合計	915,850
建物及び構築物（純額）	3,257	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	143,476	株 主 資 本	
減 価 償 却 累 計 額	△102,756	資 本 金	825,197
工 具、器 具 及 び 備 品（純額）	40,719	資 本 剰 余 金	809,197
無 形 固 定 資 産	6,831	資 本 準 備 金	809,197
特 許 権	6,831	利 益 剰 余 金	△47,121
投 資 そ の 他 の 資 産	7,005	そ の 他 利 益 剰 余 金	△47,121
長 期 前 払 費 用	3,107	繰 越 利 益 剰 余 金	△47,121
そ の 他	3,898		
		純資産合計	1,587,272
資産合計	2,503,123	負債・純資産合計	2,503,123

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,357,133
売上原価		180,231
売上総利益		1,176,901
販売費及び一般管理費		941,433
営業利益		235,467
営業外収益		
受取利息	961	
為替差益	38,170	
助成金収入	4,024	
償却債権取立益	1,584	
その他	2,378	47,118
営業外費用		
支払利息	1,085	1,085
経常利益		281,499
特別損失		
固定資産売却損	449	449
税引前当期純利益		281,049
法人税、住民税及び事業税		75,283
当期純利益		205,766

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	818,060	802,060	802,060	△252,888	△252,888	1,367,231	1,367,231
当期変動額							
新株の発行	7,137	7,137	7,137			14,274	14,274
当期純利益				205,766	205,766	205,766	205,766
当期変動額合計	7,137	7,137	7,137	205,766	205,766	220,040	220,040
当期末残高	825,197	809,197	809,197	△47,121	△47,121	1,587,272	1,587,272

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に、定率法を採用しております。

ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

契約損失引当金は、契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、見積り損失額を計上しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 契約一時金

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、ライセンスを付与した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、契約一時金は、契約に基づく権利の確定時点から、主に１年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) マイルストーン・ペイメント

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。なお、一般的に、マイルストーン・ペイメントは、契約に基づく権利の確定時点から、主に１年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) ロイヤリティ

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、ロイヤリティは、契約に基づく権利の確定時点から、主に１年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(4) コンサルティング

業務委託契約の契約条項に基づき、サービスが提供されるに従い、収益を認識しております。なお、一般的に、コンサルティングは、契約に基づく権利の確定時点から、主に１年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 仕掛品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
仕掛品	285,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

仕掛品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

当該収益性の見積りには、マイルストーンの達成などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれており、パートナー企業における研究開発の進捗状況に大きく依存するものであります。

そのため、翌事業年度において、研究開発結果によりマイルストーンの達成が困難となり共同研究開発が終了した場合には、損失が発生する可能性があります。

2. TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
契約損失引当金	206,392

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金は、実施許諾契約で定められているマイルストーン達成に必要な見積り総費用が、マイルストーン達成時に得られる収入を超過する額を見積り損失額として算定しています。

契約損失引当金の見積要素には、マイルストーン達成までに要する期間とその費用が含まれております。マイルストーン達成までに要する期間とは、実施許諾契約で定められている条項を達成するために要する期間であります。当初予見していなかった事象が生じた場合、その期間が延長されます。その結果、翌事業年度において、追加費用の見積りが必要になり、見積りの不確実性は高まります。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
当座貸越極度額	1,000,000
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	25,577,500	61,800	—	25,639,300

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による新株の発行により61,800株、発行済株式数が増加しております。

2. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 873,400株

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,875千円
仕掛品	116,641 //
契約損失引当金	65,055 //
その他	4,609 //
繰延税金資産小計	192,182千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△192,182 //
評価性引当額小計	△192,182千円
繰延税金資産合計	一千円

(2) 法定実効税率と会計上の実効税率の差異内容

当社における法人税等の調整前当期純利益に対する法人税等の負担割合（会計上の実効税率）と法定実効税率との差異の主な内容は以下のとおりであります。

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.37%
住民税均等割等	0.34%
特別控除（試験研究費等）	△8.06%
評価性引当額の増減	7.14%
繰越欠損金の利用	△12.22%
留保金課税	9.87%
その他	△1.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.78%

(3) 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更されます。

なお、この税率変更による当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合の影響額はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については第三者割当増資や金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債権の一部は外貨建て債権であることから、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、通常1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に研究開発費、知財管理及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスク及び金利水準の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は、与信管理規程及び販売管理規程に従い、取引先ごとの入金期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生 of 未然防止に努めております。

② 市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金に限定することにより、市場リスクを回避しております。

また当社は、外貨建て営業債権の為替の変動リスクに対して、現状は債権の一部であり影響額が少額のためヘッジ取引はしておりませんが、常に注視し必要となった場合は、先物為替予約等を利用したヘッジ取引を行う予定であります。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。金利変動リスクについては、財務・経理部が金利動向を注視するとともに、研究開発資金についても研究開発期間の管理をすることで金利変動リスクを低減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（＊３）	90,380	88,245	△2,134
負債計	90,380	88,245	△2,134

（＊１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊２）「売掛金、未収消費税等、買掛金、未払金、未払法人税等」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊３）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	1,538,853	—	—	—
売掛金	545,979	—	—	—
合計	2,084,832	—	—	—

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	21,166	22,284	22,284	13,327	8,004	3,315
合計	21,166	22,284	22,284	13,327	8,004	3,315

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2025年3月31日）

科目	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	88,245	—	88,245
負債計	—	88,245	—	88,245

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	61円91銭
1 株当たり当期純利益	8円04銭

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	近視領域	ドライアイ 領域	脳領域	その他	合計
契約一時金	628,870	100,000	3,000	—	731,870
マイルストーン	601,688	—	—	—	601,688
ロイヤリティ	5,484	5,583	—	—	11,067
コンサルティング	61	462	—	11,982	12,506
外部顧客への売上高	1,236,104	106,045	3,000	11,982	1,357,133

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	17,933
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	545,979
契約負債（期首残高）	403,315
契約負債（期末残高）	315,498

契約負債は、主に、近視領域の共同研究開発にかかる契約先からの前受額であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、88,000千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	88,183
1年超2年以内	128,315
2年超3年以内	88,000
3年超	11,000
合計	315,498

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社坪田ラボ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社坪田ラボの2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明をもとめました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2024年5月20日

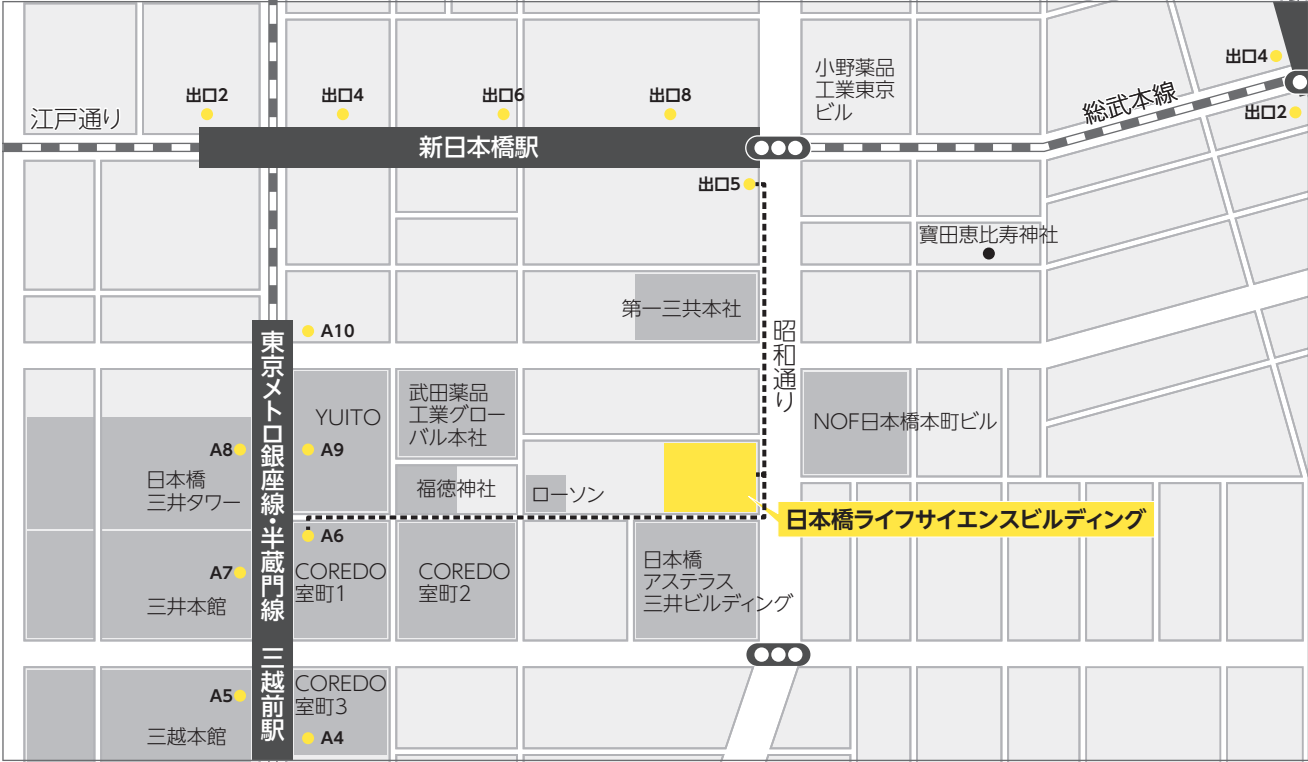
株式会社坪田ラボ 監査役会
常勤監査役（社外監査役）河 野 直 輝 ㊞
監 査 役（社外監査役）堤 康 之 ㊞
監 査 役（社外監査役）村 田 真 一 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

日時	2025年6月25日（水曜日）午後3時	場所	東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号 日本橋ライフサイエンスビルディング10階
----	---------------------	----	---

最寄駅周辺図 前回と開始時刻・開催会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線 「三越前」駅 A6出口より徒歩3分	JR 総武快速線 「新日本橋」駅 5番出口より徒歩2分
------------------------------------	--------------------------------

株式会社坪田ラボ

東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学 信濃町キャンパス2号館9階 CRİK信濃町E7
<https://tsubota-lab.com/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。